

○平成二十五年度の献血の推進に関する計画新旧対照文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>平成二十五年度の献血の推進に関する計画</p> <p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第一項の規定に基づき定める平成二十五年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。</p> <p>第一 平成二十五年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>平成二十五年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇〇一リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。</p> <p>さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十五年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十三万リットル（血漿採血二十八万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百八万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p>第二 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十五年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>一 献血に関する普及啓発活動の実施</p> <p>国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進す</p>	<p>平成二十四年度の献血の推進に関する計画</p> <p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第一項の規定に基づき定める平成二十四年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。</p> <p>第一 平成二十四年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>平成二十四年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇〇一リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。</p> <p>さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十四年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十三万リットル（血漿採血二十八万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百八万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p>第二 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十四年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>一 献血に関する普及啓発活動の実施</p> <p>国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進す</p>

る。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。

(略)

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、輸血や血液製剤が患者の医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性を啓発し、又は協力することが必要である。

また、少子高齢社会を迎えたことによる血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を提供するとともに、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。

さらに、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行された採血基準の改正について、引き続き国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求め

るとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。

(略)

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤がこれが必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性、血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。また、少子高齢社会を迎えたことによる血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。さらに

、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行された採血基準の改正について、国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求める必要が

る必要がある。

(略)

1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持する必要がある。そのため、幼少期を含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

ア 若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。

また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえらるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの

ある。

(略)

1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期を含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

ア 若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえらるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働き

働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組が必要である。

特に十代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り四〇〇ミリリットル全血採血が十七歳から可能となったこと等について情報を伝え、献血者の協力を得る。

さらに、子育て中の二十歳代後半から三十歳代を中心に、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、ボランティア組織と連携した親子が参加しやすい献血推進活動の実施、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

(略)

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

イからエ (略)
オ (削除)

かけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組が必要である。

特に十代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り四〇〇ミリリットル全血採血が十七歳から可能となったこと等について情報を伝え、献血者の協力を得る。さらに、子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

(略)

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

イからエ (略)
オ 献血推進キャンペーン等の実施

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活

2 献血運動推進全国大会の開催等

国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、七月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

3 から 5 (略)

二 献血者が安心して献血できる環境の整備

(略)

採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を払拭することとはもとより、採血の度毎に、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

(略)

第三 その他献血の推進に関する重要事項

一 献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望

動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

2 献血運動推進全国大会の開催等

国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、七月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

3 から 5 (略)

二 献血者が安心して献血できる環境の整備

(略)

採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

(略)

第三 その他献血の推進に関する重要事項

一 献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望

を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血が
できなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を
実施する。

(略)

2 献血者の利便性の向上

採血事業者は、献血者の安全に配慮しつつ、効率的に採血
を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実
情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性
及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充
実を図る。

都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採
血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提
供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要であ
る。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等に
ついて、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な
広報を行う必要がある。

3 から5 (略)

6 二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全
性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する
上では、四〇〇ミリリットル全血採血を基本として行う必要
がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、
若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対
しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周
知啓発の取組を積極的に行う。特に高校生等の初回献血時に
は、四〇〇ミリリットル全血採血に不安がある場合は二〇〇
ミリリットル全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経
験してもらうことが重要である。

二
(略)

を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血が
できなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を
実施し、献血者の増加を図る。

(略)

2 献血者の利便性の向上

採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行う
ため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応
じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安
全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図
る。

都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採
血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提
供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要であ
る。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等
について、国民に対して献血への協力が得られるよう、十分
な広報を行う必要がある。

3 から5 (略)

6 二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全
性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する
上では、四〇〇ミリリットル全血採血を基本として行う必要
がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、
若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対
しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周
知啓発の取組を積極的に行うとともに、初回献血を中心に二
〇〇ミリリットル全血採血を推進することが重要である。

二
(略)

<p>四 (略)</p>	<p>三 災害時等における献血の確保等</p> <p>国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。併せて、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることより、災害時における献血の受入れをする。</p> <p>更に、広域的な大規模災害の発生に備え、国及び採血事業者は、災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないための設備の整備を実施する必要がある。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>三 災害時等における献血の確保等</p> <p>国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることより、災害時における献血の受入れに協力する。</p>